

## ◆高齢者の健康・福祉◆

### ◎介護保険制度とは ⇒ 長寿社会課

#### ① 制度の概要

高齢者が介護を必要になっても、有する能力を活かして、できる限り自立し、尊厳をもって生活できるようにすることは、私たちみんなの願いです。しかしながら、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難な状況になっています。

介護保険制度は、そのような状態から介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重し、安心してサービスが受けられるようにする仕組みです。

#### ② 保険者・被保険者

- 保険者 ————— 佐世保市
- 第1号被保険者 —— 佐世保市の区域内に住所を有する65歳以上の方
- 第2号被保険者 —— 佐世保市の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入の方

#### ③ 保険料

- 第1号被保険者（65歳以上の方）

【金額】保険料（基準額）は、3年毎に市で決定します。令和3～5年度までの保険料（基準額）は、次の表のとおりとなります。各個人の保険料については本人の所得や世帯内の市民税課税者の有無等により、9段階に分かれ、毎年算定し直されます。

所得段階	各所得段階区分の要件			割合	介護保険料（年額）
	本人市民税	世帯市民税	合計所得金額、年金収入など		
第1段階	非課税	非課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者なし)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の【課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計】が80万円以下の方	0.3	20,900円
第2段階			・本人の【課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計】が80万円を超え120万円以下の方	0.5	34,900円
第3段階			・本人の【課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計】が120万円を超える方	0.7	48,800円
第4段階		課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者あり)	・本人の【課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計】が80万円以下の方	0.9	62,800円
第5段階			・本人の【課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計】が80万円を超える方	基準額	69,800円
第6段階			・本人の【合計所得金額】が120万円未満の方	1.2	83,700円

第7段階		・本人の〔合計所得金額〕が120万円以上 210万円未満の方	1.3	90,700円
第8段階		・本人の〔合計所得金額〕が210万円以上 320 万円未満の方	1.5	104,700円
第9段階		・本人の〔合計所得金額〕が 320万円以上の方	1.7	118,600円

### 【納め方】

<b>特別徴収</b> (退職・老齢・遺族・障害年金が年額18万円以上の方)	年金支給月に年金から天引きされます。
<b>普通徴収</b> (退職・老齢・遺族・障害年金が年額18万円未満の方や老齢福祉年金の方)	1年間の保険料(12ヶ月分)を6月から3月までの10回に分けて、市から送付する納付書により納めていただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
普通徴収			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■ ○印は、納付月を示します。

○ 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

【金額】加入している医療保険の算定方法により決まるため、各医療保険ごとに異なります。

【納め方】医療保険料と併せて支払います。

①社会保険や共済保険の場合

- ・保険料は給料の多寡に応じた額になります。
- ・保険料は事業主の負担があります。

②国民健康保険の場合

- ・保険料は所得や第2号被保険者の人数などに応じて異なります。

## ◎要介護認定申請

### (1) 申請

寝たきりや認知症などにより要支援状態、または要介護状態にあるかどうかを判断するため、市町村に要介護認定の申請を行う必要があります。申請は本人のほか、家族による代理申請や事業者（居宅介護支援事業者など）による代行申請ができます。長寿社会課・支所・行政センターで申請してください。

☆申請には①認定申請書、②被保険者証、③主治医意見書、④医療保険被保険者証（写し可。40～64歳の方のみ）が必要です。②被保険者証は65歳に到達された方に、市が送付します。第2号被保険者の方は認定申請を行う前に被保険者証の交付申請が必要になります。長寿社会課・支所・行政センターで申請してください。



### (2) 認定調査

申請後、申請者のご自宅等を訪問し、心身の状態や介助の方法などについて動作の確認や聞き取り調査を行います。



### (3) 判定

主治医意見書や認定調査の結果をふまえ、保健・医療・福祉に関する学識経験者で組織された「介護認定審査会」で介護の必要度（要介護度）を判定し、市町村が認定します。

原則として、認定結果は申請日から30日以内に決定します。

認定の効果は、申請日まで遡ります。（申請日以降に利用したサービスについて給付が受けられます。）

認定は3～36ヶ月ごとに見直されます。（その度に申請が可能です。）

また、有効期限前でも状態に変化があれば変更の申請ができます。



### (4) ケアプラン作成

要支援・要介護と認定された方は、要介護度に応じて、ケアプランを作成し、そのケアプランに基づいたサービスを受けるために、サービス事業者との連絡調整等を行います。

○「要介護1～5」と認定された方は、ケアプランを居宅介護支援事業者に依頼し作成します。

○「要支援1・2」と認定された方は、介護予防ケアプラン、または介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターに依頼し、作成します。

○「非該当（自立）」と認定された方でも、市町村が行う一般介護予防事業が利用できます。

※ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整等は自分ですることも可能ですが、専門性が必要となるため、居宅介護支援事業者等に作成を依頼することをおすすめします。（その際の費用負担はありません。）

ケアプランに基づきサービスを利用します。

- ・要介護 1～5 ⇒介護サービス（介護給付）を利用
- ・要支援 1・2 ⇒介護予防サービス（予防給付）または介護予防・日常生活支援サービス事業を利用
- ・非該当（自立） ⇒市町村が行う一般介護予防事業を利用

### ◎利用者負担

利用者は、利用したサービス費用の1割～3割を自己負担します。（利用料はサービス業者に支払います。）

要介護度に応じて、支給限度額が決められています。支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は介護保険の対象外となり全額自己負担となります。

### ◎介護保険の主なサービス

介護保険サービスについては、『介護保険サービスガイド』をご覧ください。『介護保険サービスガイド』は長寿社会課や各支所、行政センター等で配布しており、市のホームページに掲載しています。

お気軽に長寿社会課へお尋ねください。 ⇒長寿社会課介護保険係

高齢者のための介護施設等⇒57～58ページ

### ◎地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護や介護予防をはじめ、日常生活でのお困りごとなどの相談を受け付け、関係機関と連携しながら、必要な支援、援助等を包括的に行います。

施設名	圏域	住所	電話番号
早岐地域包括支援センター	宮・広田、三川内、早岐、針尾・江上	権常寺一丁目4-10マイビル3階	26-5800
日宇地域包括支援センター	日宇	日宇町 2606	33-1700
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風、潮見・白南風	潮見町 11-22	59-7671
中部地域包括支援センター	小佐世保、戸尾・光園・山手	上京町 4-4 永田ビル 5階 (※令和4年1月1日 から4階に移転)	59-7111
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九、清水・大久保	相生町 1-3	59-7770
大野地域包括支援センター	春日、大野、柚木	瀬戸越四丁目 1298-4	59-7758

相浦地域包括支援センター	日野、中里・皆瀬、相浦・黒島・高島、浅子・小佐々	木宮町 3-19	59-7003
吉井地域包括支援センター	吉井、世知原、江迎、鹿町	江迎町田ノ元 15-5	66-8838
宇久地域包括支援センター	宇久	宇久町平 2578	(0959)57-3450

◆開設日時：月曜日～土曜日 9：00～18：00（祝日及び年末年始を除く）

### ◎高齢者相談センター

黒島・高島地区に高齢者やその家族からの、介護・介護予防等に関する相談機関として設置しています。

施設名	住所	電話番号	開設日時
黒島高齢者相談センター	黒島町 1137 黒島デイサービスセンター	56-2026	月～金 9:00～18:00
高島高齢者相談センター	高島町 647-3 高齢者いこいの家	48-3150	火・金 10:30～15:30

（祝日及び年末年始を除く）

### ◎長寿社会課相談窓口

- ・介護保険料について…長寿社会課庶務係
- ・介護サービスの利用や介護保険制度全般に関する苦情・相談・お問い合わせについて  
…長寿社会課介護保険係
- ・寝たきり・虚弱・認知症など的高齢者の介護等の相談について  
…長寿社会課高齢支援係

### ◎社会参加と生きがいづくり・仲間づくり ⇒健康づくり課

佐世保市老人クラブ連合会と連携し、おおむね60歳以上の方を対象に老人福祉・演芸大会や作品展を実施しています。参加費は無料ですので積極的にご参加ください。

- 老人福祉・演芸大会——功績者への表彰や演芸大会
- シルバー作品展—絵画や書、手工芸品等の作品展示

### ◎長寿祝い金 ⇒ 健康づくり課

本市に1年以上継続して住所を有し、年度内に満100歳、及び満110歳の誕生日を迎える方を対象に、9月にお祝い金を贈呈します。

### ◎長寿記念品 ⇒ 健康づくり課

本市に1年以上継続して住所を有し、年度内に満100歳以上になる方を対象に、毎年9月に記念品をお届けします。

◎ **米寿記念品** ⇒ 健康づくり課

数え88歳の方を対象に、9月に記念品をお届けします。

◎ **敬老会助成** ⇒ 健康づくり課

敬老会等の敬老行事を実施される町内会等や一部の老人福祉施設を対象に、70歳以上の方の人数または世帯数に応じて補助を行なっています。

◎ **市内バス路線無料乗車券・離島交通交付金・宇久観光バス乗車券**

⇒ 健康づくり課

佐世保市に住む75歳以上の方には、市内バス路線の無料乗車券を交付しています。また、黒島・高島地区の方には敬老交通交付金を、宇久地区の方には宇久観光バスの運賃が無料または1乗車100円になる乗車券を交付しています。

◎ **宇久地区内高齢者等外出支援事業** ⇒ 宇久保健福祉センター

宇久地区に住む65歳以上の方で身体障害者手帳3級以上を有する方及び介護保険要支援認定者、60歳以上で下肢が不自由なために一般交通機関（路線定期バス）の利用が困難な方に対して送迎を実施しています。また、路線定期バス未通地区（3地区）に居住する70歳以上の高齢者を対象に定期バスを運行しています。事前の登録が必要です。

◎ **宇久地区高齢者通院助成事業** ⇒ 宇久保健福祉センター

宇久地区に住む75歳以上の方が本土の医療機関に通院・入院する際の航路運賃の一部を補助します。補助額は1回の渡航（往復）につき1,000円で、年度内10回を上限とします。事前の登録が必要です。

## 高齢者のための介護施設等

施設種別	施設名	住所	包括	電話
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	佐世保福寿園	針尾西町267	早岐	58-2386
	サンホーム江上	江上町4847-6	早岐	58-3707
	博仁荘	花高二丁目1-35	早岐	39-1511
	ファミリー	権常寺町1400	早岐	59-5111
	チューリップ	黒髪町3729-2	日宇	20-8800
	音羽の浜	東浜町123	山澄	33-0108
	やまづみ荘	山祇町388	山澄	34-8000
	花ぞ野	折橋町54-34	中部	29-3001
	海南荘	俵ヶ浦町210	清水	28-3038
	白寿荘	鹿子前町904-1	清水	28-1181
	あそかのもり	松瀬町1150	大野	49-6070
	やまのたサンタパーク	瀬戸越一丁目1444-1	大野	76-8841
	ゆずの里	上柚木町2515	大野	46-0505
	あいのうら	相浦町606-1	相浦	48-6001
	たけんの	岳野町107-1	相浦	49-2020
	黎明館 (れいめいかん)	小佐々町西川内175-1	相浦	68-3350
	サンフラワー	吉井町直谷368-6	吉井	64-4516
パールホーム	世知原町栗迎1	吉井	76-2315	
老福荘	江迎町赤坂282-24	吉井	65-2607	
啓寿園	宇久町平1904-3	宇久	(0959)57-3888	
介護老人保健施設 (老人保健施設)	ひまわり	指方町5040-3	早岐	20-2100
	サン	大和町30	日宇	33-7771
	長寿苑	日宇町2835	日宇	32-3800
	松寿園	小佐世保町2-1	中部	26-0678
	サクラ	八幡町1-2	清水	23-1802
	すいざん荘	赤崎町74-2	清水	26-0555
	マハロ倶楽部	城山町3-21	清水	24-3508
	コスモス	上柚木町2515	大野	46-0988
	つつじの郷	鹿町町下歌ヶ浦109-1	吉井	73-2004
介護療養型医療施設 (療養病床等)	日宇記念医院	日宇町2107	日宇	31-4606
	いちょうクリニック	赤崎町298	清水	26-8181
	藤井医院	金比良町7-20	清水	22-4577
介護医療院	みのりの里	南風崎町133-2	早岐	59-2818
	千住介護医療院	宮地町5-5	中部	24-1010
	佐世保記念病院介護医療院	鹿子前町104	清水	28-1111
	最勝寺内科医院介護医療院	光町1-18	相浦	47-2613

施設種別	施設名	住所	包括	電話
養護老人ホーム	ソレイユ	権常寺町1400	早岐	27-5151
	清風園	大和町898	日宇	31-6980
	グリーンホーム	世知原町栗迎1	吉井	76-2450
	しかまち	鹿町町下歌ヶ浦109-7	吉井	73-2500
ケアハウス	ガーデンハイツはいき	桑木場町159	早岐	30-8633
	ケアハウス光の子	上原町749-1	早岐	39-3230
	とうめい	江上町935-1	早岐	58-4016
	天神ベイヒルズ	天神町1205-5	山澄	33-8115
	和楽園	花園町205	中部	24-1861
	あかりさき	赤崎町1042	清水	28-1616
	フォレスト四季の里	柚木町2409	大野	41-8585
	かしの木	鹿町町下歌ヶ浦109-2	吉井	73-2006
老人福祉センター	やすらぎ荘	花園町10-35	中部	22-9257
	あたご荘	中里町9-2	相浦	48-2877
老人・身体障がい者憩いの家	いでゆ荘	広田三丁目5-3	早岐	38-2632
生活支援ハウス	あそかのもり	松瀬町1150	大野	42-9023
	春日スプリングガーデン	春日町710-1	大野	22-1234
	佐世保市江迎高齢者生活福祉センター	江迎町赤坂282-24	吉井	73-1300
	佐世保市宇久高齢者生活福祉センター	宇久町平1911-1	宇久	(0959)57-3116

※在宅サービスや地域密着型サービス等、佐世保市指定の介護サービス事業所については、長寿社会課で作成しております「介護保険サービスガイド別紙事業所一覧」に掲載しております。

最新の情報については、佐世保市ホームページにPDFデータを掲載、窓口にて冊子を配布しておりますので、ご利用ください。

## ◆障がい者（児）の健康・福祉◆

### ◎障害者手帳 ⇒ 障がい福祉課

障がい者が福祉のサービスを受けるには、手帳の交付が必要です。身体（聴覚・視覚・心臓・じん臓・手足など）に障がいのある人は身体障害者手帳、知的障がいの人は療育手帳、精神に障がいがある人は精神障害者保健福祉手帳が申請できます。発達障害や難病等がある人は、手帳を持っていない方でも、障がい福祉サービスの対象となる場合があります。詳しくは障がい福祉課へお尋ねください。

### ◎障がいを持つ児童に対する医療費助成（育成医療） ⇒ 子ども保健課

身体に障がいのある児童がその障がいを軽くしたり、機能を回復するための治療に対し、医療費を助成します。ただし、所得に応じて保護者の負担があります。



◎ **小児慢性特定疾病を持つ児童に対する医療費の助成** ⇒ 子ども保健課

小児慢性特定疾病児童に、医療費を助成します。ただし、所得に応じて保護者の負担があります。

◎ **小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業** ⇒ 子ども保健課

小児慢性特定疾病児童で、身体障害者福祉法による施策の対象とならない児童に日常生活用具(18品目)を給付します。ただし、所得に応じて保護者の負担があります。

◎ **心の健康相談・療養相談** ⇒ 障がい福祉課

社会生活、家族での人間関係の悩み、精神障がいに関する相談を、精神科医師や保健師及び作業療法士が行っています。

- 精神保健相談（精神科医師による）———要予約※日時はお問い合わせください。
  - アルコール依存症やギャンブル依存等の相談———随時
  - 精神障がい者、発達障がい者のための保健所デイケア(要予約)お問い合わせください。  
（場所：中央保健福祉センター・宇久保健福祉センター）
  - ひきこもり家族の集まり———日時はお問い合わせください。
  - 難病の方の療養相談———随時
- その他の相談には、随時応じています。

◎ **福祉用具等の給付** ⇒ 障がい福祉課

○ 補装具費の給付

身体の失われた部分を補うため、義肢や車いす、補聴器などの購入（修理）費用を支給します。

介護保険対象の方は、介護保険の福祉用具に同じ品目があれば、介護保険が優先します。

申請者等の収入に応じて自己負担が異なりますので、詳しくはお尋ねください。

○ 日常生活用具の給付

在宅の障がい者に障がいの内容、等級に応じて、特殊寝台やストマ用装具などの日常生活用具を給付します。

介護保険対象の方は、介護保険の福祉用具に同じ品目があれば、介護保険が優先します。

世帯の課税状況に応じて自己負担が異なりますので、詳しくはお尋ねください。

◎ **障がい者（児）の福祉サービス** ⇒ 障がい福祉課

心身の障がいにより介護等の支援を必要する方に、在宅、通所等による福祉サービス（介

護給付)を提供します。

また、就労その他の社会参加の為に訓練等を必要とする方に就労支援、自立訓練等のサービス(訓練等給付)を提供します。

これらのサービスのご利用を希望される方は、指定相談支援事業所にサービス利用計画の作成をご依頼の上、市にご申請ください。※福祉サービスの利用には利用者の収入の状況等に応じた利用者負担があります。

○ 居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問して家事援助、身体介護などを行います。通院の際の介助も行います。

○ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

○ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○ 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

○ 児童発達支援

療育が必要な未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作や、知識技能を教えたり、集団生活への適応訓練などを行います。

○ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進のための支援を行います。

佐世保市内の指定相談支援事業所(R3.9月現在)

	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX
1	相談支援事業所 野の花	857-0112	佐世保市柚木町1279-1	(0956) 46-0123 (0956) 46-0391
2	相談支援事業所 えくぼ	857-0028	佐世保市八幡町3番2号	(0956) 22-0488 (0956) 56-6609
3	ウイング	857-0013	佐世保市赤木町549番地	(0956) 24-1011 (0956) 24-1012
4	相談支援事業所 ふれんず	857-0053	佐世保市常盤町8番8号 富士ビル4F	(0956) 23-5389 (0956) 23-5336

5	マザーワート相談事業所	857-0114	佐世保市小舟町82番地7	(0956) 88-7256 (0956) 88-7256
6	オードリー勝富事業所	857-0803	佐世保市勝富町7番18号	(0956) 76-7703 (0956) 76-7704
7	ふるさと事業所	857-0852	佐世保市干尽町3番地101	(0956) 33-1223 (0956) 33-1345
8	NEUTRAL	857-0871	佐世保市本島町3番27号	(0956) 37-6056 (0956) 37-6057
9	相談支援事業所 あさひ	857-0926	佐世保市大潟町50番地1	(0956) 59-5552 (0956) 59-5502
10	BRIDGE はびねす	857-1161	佐世保市大塔町33番地10	(0956) 33-8415 (0956) 46-5280
11	相談支援事業所 ゆめ	857-1166	佐世保市木風町1473-1	080-3386-8993 (0956) 37-8991
12	みらい	858-0903	佐世保市上本山町927番地	(0956) 59-5680 (0956) 40-6060
13	相談支援事業所 りんりん	859-0903	佐世保市上本山町808番地4	(0956) 59-8770 (0956) 59-8701
14	相談支援事業所 みかわち 【児童のみ】	859-3151	佐世保市三川内本町358番地4	090-6891-1032 (0956) 30-6170
15	相談支援センター「のぞみ」	859-3213	佐世保市権常寺町1108番地6	(0956) 76-8380 (0956) 76-8430
16	ハウスフリーデ	859-3223	佐世保市広田1丁目2番14号	(0956) 27-5770 (0956) 27-5771
17	相談支援事業所 そしある	859-3241	佐世保市有福町90番地11 メゾン有福605	(0956) 55-7859 (0956) 55-4686
18	相談支援事業所 チャレンジ	859-3241	佐世保市有福町94番の2	(0956) 58-2520 (0956) 58-5155
19	相談支援事業所 集	859-6101	佐世保市江迎町長坂261番1	(0956) 65-2424
20	指定特定相談支援事業所 プレ ス	859-6113	佐世保市江迎町栗越199番地	(0956) 65-2520 (0956) 65-3568
21	相談支援事業所 いろり	859-6121	佐世保市江迎町奥川内300番地1	(0956) 80-3623 (0956) 66-8434
22	相談支援事業所 すだち	859-6305	佐世保市吉井町直谷372番地2	(0956) 64-3768 (0956) 64-3768
23	相談支援事業所・かわい	859-6311	佐世保市吉井町橋川内1000番地1	(0956) 41-2855 (0956) 41-2856
24	さんりんしゃ	859-6325	佐世保市吉井町大渡104番地10	(0956) 41-2323 (0956) 41-2711
25	あいずケアプランセンター特定相談 支援事業所	857-0044	佐世保市相生町2番35号	(0956) 37-9234 (0956) 37-9235

◎ 医療費助成 ⇒ 障がい福祉課

種 類	対 象	内 容	金 額
福祉医療費の助成	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1、A2、B1精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	重中度の障がい者（児）を対象に医療費(保険診療分)の一部を助成します。 ※ 所得制限あり	保険診療に該当する医療費から自己負担額800×日数(上限1,600円)を差し引いた額 (身体3級・療育B1については上記の2分の1) ※精神1級については、通院にかかる医療費が対象となります。 ※調剤薬局分については、自己負担額はありません。
自立支援(更生医療)医療費	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、特定の病院で特定の治療を行う方	特定の治療（人工透析、心臓ペースメーカー植込み術、人工関節置換術など）を行う場合に、医療費の一部を助成します。	自己負担額は原則10%で、世帯の課税額等により、自己負担上限額が異なります。
自立支援(精神通院)医療費	精神疾患のため日常生活に支障があり、医療機関へ長期にわたり通院している方	保険の種類にかかわらず、精神科に通院する医療費の一部を公費負担します。	自己負担は10%で、世帯の課税額等により、自己負担上限額が異なります。
特定医療費(指定難病)(県事業)	国が指定する333の特定疾患の方	指定難病として医療費の一部を公費負担します。	支給認定基準世帯での世帯の所得に応じて費用負担が異なります。※支給認定基準世帯とは、患者本人と同じ健康保険に加入している方。

◎ 交通機関の割引や助成 ⇒ 障がい福祉課

身体障害者手帳1～3級か4級で下肢切断の方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方には、西肥バス・させばバスの市内路線バスに無料で乗車できる福祉特別乗車証が交付されます。宇久地区の方には宇久観光バス回数券を年額5,000円分もしくは宇久福祉特別乗車証を、黒島・高島地区離島交付金として年額5,000円が支給されません。

◎ 公共料金などの割引や課税の減免など ⇒ 障がい福祉課

心身障がい者の方は、次のような公共料金などの割引や課税の減税などの措置が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- 所得税の障害者控除（佐世保税務署へ）
- 市民税、県民税の障害者控除（市役所 市民税課へ）

- [普通車]自動車税、自動車取得税の減免（県北振興局 税務部へ）
- 軽自動車税の減免（市役所 資産税課へ）
- J R 運賃の割引（旅客鉄道会社へ）
- M R 運賃の割引（松浦鉄道へ）
- バス運賃の割引（各バス会社へ）
- 国内航空運賃の割引（各航空会社へ）
- タクシー運賃の割引（各タクシー会社へ）
- 船賃の割引（各船舶会社へ）
- 有料道路の割引（西日本高速道路株式会社へ）
- N H K 受信料の割引（N H K へ）
- N T T 番号案内の料金減免（N T T へ）
- 携帯電話料金の割引（各携帯電話会社へ）

◎障がい者（児）に関する主な手当 ⇒ 障がい福祉課

種類	対 象	支払金額
特別児童扶養手当	重度、中度の身体・知的障がいのある20歳未満の障がい児を育てている父母や養育者に支給します。(施設入所者は除く)児童が障害年金等を受給している場合は対象外 ※ 所得制限あり	重度の障がい児 月額 52,500円 中度の障がい児 月額 34,970円 支払期(年3回)-4月・8月・11月
特別障害者手当	最重度の身体・知的障がいがあるために、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者に支給します。(施設入所者、3ヶ月以上の長期入院者は除く) ※ 所得制限あり	月額27,350円 支払期(年4回) -2月・5月・8月・11月
障害児福祉手当	重度の身体・知的障がいがあるために、日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児に支給します。(施設入所者は除く) 児童が障害年金等を受給している場合は対象外 ※所得制限あり	月額 14,880円 支払期(年4回) -2月・5月・8月・11月

◎各種ふれあい教室 ⇒ 障がい福祉課

- 身体障がい者の皆さんが、明るくいいきとした社会生活を送るためにサン・アビリティーズ 佐世保などで、ふれあい教室を開催しています。ぜひ、ご参加ください。  
教室の内容は次のとおりです。詳しくはお問い合わせください。参加料無料  
パソコン教室、カラオケ教室、料理教室、各種教養講座  
(別途実費徴収のある講座もあります。)

※この他の障がい者サービスについては、『障がい者のための保健医療福祉サービスガイド』をご覧ください。また、お気軽に障がい福祉課へお尋ねください。

# 市民活動

## ◆市民協働のまちづくり・市民公益活動

⇒ コミュニティ・協働推進課

市民と行政が協力・連携しながらまちづくりを行う“市民協働によるまちづくり”の推進に努めています。

また、市民公益活動の拠点である「させば市民活動交流プラザ」の機能充実や助成金の情報提供などにより、市民公益活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の活動活性化を図っています。

<b>させば市民活動交流プラザ</b> 戸尾町 5 - 1 (旧戸尾小学校) 電話 FAX 23 - 6070 【開館日】 ■ 火～土 午前10時～午後10時 ■ 日・祝 午前10時～午後6時 ただし、月曜日が祝日の場合は直近の平日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休館日	3階	NPO向け事務所	佐世保空襲資料館	階段	佐世保空襲資料館	トイレ		
		廊下						
	2階	備品倉庫	会議室 C	会議室 B	階段	会議室 A	トイレ	
	廊下							
1階	ボランティアセンター	させば婚活サポートプラザ	交流スペース	階段	会議室 D	作業スペース	車椅子対応トイレ	トイレ
	廊下							
				入口				

## ◎ボランティア・NPOに関する相談

佐世保市内には、福祉、環境、国際交流など様々な分野の市民公益活動団体があります。「活動に来てほしい、参加してみたい」など、ボランティア団体やNPO法人の活動に関するさまざまなご相談をお受けしています。

### ○ お問い合わせ・ご相談は

⇒ 佐世保市社会福祉協議会ボランティアセンター

○所在地 戸尾町5-1 させば市民活動交流プラザ1階 電話：23-3905

○開館日 火曜日～日曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）

○開館時間 午前10時～午後6時45分（ただし日曜日は午後5時まで）

・この他、県が設置している支援センターもあります。

⇒ 県民ボランティア活動支援センター

- 所在地 長崎市出島町2番11号 出島交流会館5階  
電話：095-827-4852
- 開館日 火曜日～日曜日（12月29日から1月3日を除く）
- 開館時間 午前9時～午後10時（ただし土曜日、日曜日及び祝日は午後5時まで）

### ◎特定非営利活動促進法（NPO法）に係る手続き等に関する相談

NPO法人設立認証の窓口は県になります。

#### ○法人設立の申請窓口

⇒ 長崎県 県民生活環境部 県民生活環境課

長崎市尾上町3番1号 電話：095-895-2310

⇒ 県北振興局 管理部 総務課

木場田町3-25 電話：23-4211

## ◆町内会活動◆

### ◎主な活動 ⇒ コミュニティ・協働推進課

町内会などの自治組織は、みなさんが安全で快適に生活できるよう環境美化、防災・防犯、交通事故の防止など、暮らしに密着した活動をしています。また、市とのパイプ役として、みなさんの福祉の向上にも努めています。

### ◎町内会などの活動を支援するために ⇒ コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課

集会所を新築、改築するための貸し付けや補助、防犯灯の電灯料の補助制度などがあります。また、町内会などが利用している不動産（集会所など）を町内会名で登記するための法人認可の支援を行っています。

### ◎防犯活動に関する支援 ⇒ 市民安全安心課

町内会や防犯ボランティア団体が行う地域防犯活動に対する補助制度があります。

## ◆民生委員・児童委員活動◆

民生委員・児童委員は地域の皆さんがかかえる、高齢者・児童問題ほか福祉全般にわたって、皆さんの相談をお受けし、親身になってお手伝いします。いつでもご相談ください。お近くの民生委員・児童委員の問い合わせ先⇒保健福祉政策課

## ◆男女共同参画推進センター「スピカ」◆

⇒ 三浦町2番3号 アルカスSASEBO2階 電話：23-3828

一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざした活動拠点です。

センターには「図書交流コーナー」「研修室」「調理実習室」「創作室」などを備え、研修や交流の場として利用していただくことができます。

### ◎セミナー・研修

男女共同参画社会の実現に向けて、誰もがともに「自分らしく」生きるため、さまざまな分野について学習するためのセミナーや研修を開催しています。開催日などについては「広報させぼ」でお知らせします。

### ◎情報提供・ネットワーク

図書交流コーナーにおいて男女共同参画に関する書籍や、他都市の情報紙等の提供を行ったり、スピカ登録団体等の支援をしています。

### ◆人権・啓発活動◆ ⇒ 人権男女共同参画課

一人ひとりの人権を尊重し、偏見や差別意識をなくすため、あらゆる人権問題への正しい理解と認識を広める啓発活動を行うことにより、人権が尊重される明るい社会を目指しています。

#### ○ 具体的な啓発活動

人権啓発講演会の開催、「広報させぼ」に人権シリーズの掲載、人権問題啓発リーフレットの全世帯配布など人権意識の高揚に努めています。

### ◆消費生活センター◆

⇒ 消費生活センター（市役所12階）電話：22-2591

皆さんの暮らしの安定と向上のために、消費生活相談、計量などに関する業務を行っています。お気軽にご利用ください。

#### ○ 消費生活相談

暮らしのなかで起こった契約のトラブル、商品やサービスに関する苦情・相談を受け付けています。

また、無料の弁護士相談（毎月第3火曜日13時～16時予約制）も利用できます。

#### ○ 出前講座

悪質商法などの情報を提供するため、皆さんのところへ出かけ、講座形式でお話しします。地域やグループでの勉強にお役立てください。

#### ○ 消費生活教室

暮らしに役立つ生活情報などについて、専門の講師を招き、講座を開催しています。（年5回開催）



○ **ビデオライブラリー**

消費生活についてのDVDを無料でお貸しします。

○ **計量に関する業務**

適正な計量を確保するため、商店や病院などで取引や証明用に使用されているはかりの検査を行っています。

◎ **消費生活センターホームページ**

佐世保市HP→安全・安心→消費生活→『消費生活センターHP』